

因瀬クリーンセンターの設備改良工事が終了しました



3月30日(金)で因瀬クリーンセンター(焼却場)の基幹的設備改良工事が終了しました。ご理解とご協力ありがとうございました。

☎南部清掃事務所
(☎0845-24-0432)

年金の手続きにはマイナンバーの記載が必要です

3月から、国民年金(基礎年金)への加入や、年金の支給(給付)、免除などの届け出の際には、マイナンバーの記載が必要になりました。

届け出が必要な人は、年金手帳、印鑑などとあわせて、マイナンバーカードやマイナンバーの通知カード等と、本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート等)を持参してください。

☎保険年金課
(☎0848-38-9143)

草刈機の燃料・替刃を支給します

地域での環境美化活動(道路の除草など)に対し、町内会や振興区、区単位に支給します。

☎維持修繕課
(☎0848-38-9278)
御調支所まちおこし課
(☎0848-38-2412)
因島総合支所施設管理課
(☎0845-26-6203)
瀬戸田支所まちおこし課
(☎0845-27-2213)

市役所の組織が変わりました(変更があった課係名のみを記載)

☎職員課
(☎0848-38-9461)

男女共同参画社会の実現に取り組みます

| 課名・係名 | |
|-------|---|
| 変更前 | 変更後 |
| 人権推進課 | 人権男女共同参画課 |
| 人権推進係 | 人権男女共同参画係 ※人権推進及び男女共同参画社会の実現等に向けた業務。 |

子育て世代の相談支援に取り組みます

| 課名・係名 | |
|-------|---|
| 変更前 | 変更後 |
| 健康推進課 | 健康推進課 |
| 保健係 | すこやか親子係 ※母子保健事業を中心とした子どもの健やかな発育に向けた業務。 |

昼間の運転もライト点灯で交通事故防止「おのみちライト点灯運動」実施中

昼間でもライトを点灯し走行している車を見かけませんか?尾道市、尾道警察署、尾道交通安全協会、公共交通機関等では交通事故防止のため、昼間に車両のライトを点灯する「おのみちライト点灯運動」を、12月31日まで実施しています。



自動車の存在を知らせて交通事故防止

交通事故は、相手(車・歩行者)が車両の存在を「認識できなかった」、「気付くのが遅れた」ことから発生する場合があります。

昼間に車両のライトを点灯することで、「他の運転者や歩行者が車両を確認しやすくなる」、「運転者自身が安全運転を心がける」といった効果が期待されます。

車両で走行する時にライトを点灯するだけ

誰でも簡単に始められる交通事故防止です。皆さんもぜひご参加ください。※昼間のライト点灯はロービーム(下向き)でお願いします。

☎総務課(☎0848-38-9216)

火災予防と被害を減らすために多機能型住宅用火災警報器を設置します



今年度から、火災発生時に消火活動が困難で延焼の恐れの高い住宅密集地域に、「多機能型住宅用火災警報器」の設置を行います。

この事業は、連動型住宅用火災警報器と補助警報装置を設置することで光と音声で外部に火災発生を知らせ、火災の早期発見と早期避難を目指す、さらに延焼拡大を防ぐためのものです。

☎消防局で指定した住宅密集地域に居住する75歳以上の単身世帯等
※対象になる人は、消防局からお知らせします。

☎消防局予防課(☎0848-55-9123)

水道局の「料金・検満メーター取替業務」を委託しています

■料金業務

受託者 フジ地中情報(株)広島支店
☎実施中~平成35年3月31日(金)

☎電話・窓口業務、閉開栓異動業務、検針業務、調定・請求業務、収納・還付業務、滞納整理業務

☎水道局庶務課(☎0848-37-9300)

■検満メーター取替業務

受託者 尾道管工事協同組合

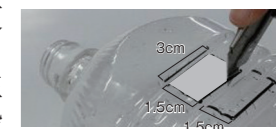
☎有効期限満了になる水道メーターの取替(偶数月に実施)

※業務従事者は、水道局発行の「名札」と「検満メーター取替業務受託者証」を携帯しています。

☎水道局工務課
(☎0848-37-9302)

スズメバチの巣作りを防止しましょう

スズメバチは、4月中旬から巣を作り始め、夏になると近隣を飛び回り大変危険なため、そこで、巣を作らせないための対策が必要です。女王バチが巣を作り始める4~5月の間にわなを設置し、女王バチを捕獲して、巣作りを防止しましょう。※6月以降は、わなの設置はやめましょう。かえって働きバチをおびき寄せることになり危険です。※わなの中のハチが活着している場合は、危険なため、取り出さないでください。



わなの作り方

2リットルのペットボトルに約3cmの正方形を描き、H型の切り込みを入れる。上側を外に、下側を中に折り、上側を黒く塗る。誘引液(酒300ml、酢100ml、砂糖125g)を入れ、木の枝など、高さ2~4m位のところに吊り下げる。

☎環境政策課(☎0848-38-9434)

引っ越しの時は、住所の異動を忘れずに



■14日以内に住民票の異動届を

国民健康保険・国民年金・選挙人名簿への登録や、各種行政サービスにつながる大切な手続きです。

入学・就職等による引っ越しで住所が変わったら、14日以内に住民票の異動の手続きをしてください。

■住所登録は必ず部屋番号まで

マンションや寮へお住まいの人は部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、住民票上の住所を基に郵送する市役所からの大切なお知らせが、お手元に届かない場合があります。

【例】久保一丁目15番1号 尾道アパート101号
※「マイナンバーの通知カード」や「マイナンバーカード」にも最新の住所を記載する必要があります。転居や転入の手続きには、忘れずにお持ちください。

※不明な点は事前にお問い合わせください。

☎手続き場所 本庁市民課各支所

☎受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

☎☎届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)

○異動した全員の「通知カード」か「マイナンバーカード」(転居・転入の場合)

○国民健康保険、介護、後期高齢などの各種保険証
※他の市町村から尾道市への転入届をするときは、その市町村が発行した「転出証明書」が必要です。

※本人か世帯主以外の方が届出する場合は、委任状が必要です。

☎市民課(☎0848-38-9102)

電話予約で住民票・印鑑証明書が平日夜間や休日に受け取れます



☎住民票、印鑑証明書

☎予約場所 受取を希望する本庁市民課各支所
※浦崎支所・百島支所を除く。

☎予約できる人 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人

☎受取ができる人 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

☎予約方法 受取希望当日(※休日に受取希望の場合は直前の開庁日)の8:30~17:00に電話で

☎受取場所 予約した場所の警備室

☎受取時間 平日/17:30~21:00

休日/9:00~17:00

※予約時に指定してください。

☎受取に必要なもの

○受取者の、顔写真付本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど、官公署発行のものに限る)

○印鑑証明書を予約した場合は、証明する人の印鑑登録証

☎市民課(☎0848-38-9102)

☎因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

☎御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)

☎向島支所まちおこし課(☎0848-44-0110)

☎瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)